

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月28日
【会社名】	三井海洋開発株式会社
【英訳名】	MODEC, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮田 裕彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目3番10号
【電話番号】	03-5290-1200（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 竹内 誓三郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目3番10号
【電話番号】	03-5290-1200（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 竹内 誓三郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金20円 総額1,366,886,200円

ロ 効力発生日

2024年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更並びに重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等の所要の変更とともに、その他条文の削除を含む文言の整理等を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、金森健、宮田裕彦、高野育浩、渡邊耕一、若菜康一、野間康史、白石和子、西海和久及び小林雅人を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、高村義裕、野田弘子、藤田利彦及び安間匡明を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬改定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、株式報酬に代わる株価連動報酬（パフォーマンスキャッシュ）を新たに導入し、業績に連動した報酬を拡大するなどの役員報酬制度の見直しを実施する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額1億円以内と定めることとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (注) 4
第1号議案 剰余金の処分の件	619,180	496	0	(注) 1	可決 (99.86%)
第2号議案 定款一部変更の件	619,332	323	0	(注) 2	可決 (99.89%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)9名選任の件					
金森 健	609,814	9,860	0		可決 (98.35%)
宮田 裕彦	615,818	3,856	0		可決 (99.32%)
高野 育浩	616,740	2,933	0		可決 (99.46%)
渡邊 耕一	564,731	54,942	0	(注) 3	可決 (91.08%)
若菜 康一	564,709	54,964	0		可決 (91.07%)
野間 康史	564,720	54,953	0		可決 (91.07%)
白石 和子	616,328	3,346	0		可決 (99.40%)
西海 和久	616,355	3,319	0		可決 (99.40%)
小林 雅人	616,367	3,307	0		可決 (99.40%)
第4号議案 監査等委員である取締役4名選 任の件					
高村 義裕	606,593	13,082	0	(注) 3	可決 (97.83%)
野田 弘子	603,847	15,827	0		可決 (97.39%)
藤田 利彦	607,445	12,229	0		可決 (97.97%)
安間 匡明	574,352	45,317	0		可決 (92.63%)
第5号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)の報酬改定の件	609,866	9,789	0	(注) 1	可決 (98.36%)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬 限度額決定の件	609,823	9,841	12	(注) 1	可決 (98.35%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。